

平成29年2月議会	本 会 議
質疑者 山本 眞智子 議員（公明党）	答弁者 市民文化スポーツ局長

(質疑要旨)

文化財は、我が国の歴史と風土の中で培われてきた貴重な財産であり、文化の向上発展の基礎をなすものであって、その保護、保存、活用を適切におこなうために、きめ細かな施策が必要です。市では平成28年4月に改訂した「北九州市文化振興計画」の中で、本市の誇るべき歴史や伝統、文化を、次代を担う子どもたちに引き継ぐことをうたっています。その取り組みとして、文化財の適切な保護や管理を行う一方で、市民向けには、自然史・歴史博物館や埋蔵文化財センターでの展示や学校での体験学習・市民講座などを通じて、文化財の大切さやその魅力を広く発信していくこととし、平成29年度文化財関連予算として、国指定の天然記念物である平尾台の保存や重要無形文化財である戸畑祇園大山笠行事の山笠修理などで2億7,104万9千円を計上しています。現在、市内には門司港駅本屋や旧松本家住宅など9件の国指定文化財、小倉祇園太鼓や黒崎祇園行事など49件の県指定文化財、火野葦兵旧居「河伯洞」など77件の市指定文化財の他、国選択文化財や国登録文化財があります。

この度、「黒崎城跡」と「立場茶屋銀杏屋」が県文化財として指定を受けることについては、大変喜ばしいことです。今回、新指定となった文化財には、どのような特徴があるのでしょうか。また、今後どのようなPRや活用を考えているのでしょうか。お伺いします。

(局長答弁要旨)

私からは文化財の保存・継承につきまして2点ご答弁を申し上げます。

まず、新たに指定となりました文化財の特徴、今後のPRや活用について申し上げます。

「黒崎城跡」は、筑前藩主となった黒田長政が、慶長9年、1604年に築城いたしました^{くるわ}が、一国一城令によりまして、11年で破城となったものであります。このため不明な点が多くございましたけれども、近年の確認調査によりまして、^{こつきょうざかい}曲輪に石垣を巡らした堅固な城の構造や規模が明らかになりました。^{ろくはししろ}

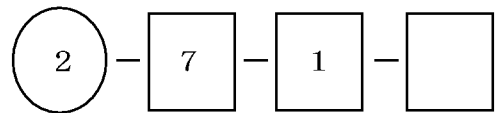
隣国の細川氏との国境境に築きました六端城の一つとして、江戸時代初期の不安定な政治情勢を物語る代表的な遺跡であり、史跡としての指定となったものであります。

「立場茶屋銀杏屋」につきましては有形文化財、建造物としての指定でありまして、^{たてばちややいちょうや}県内の長崎街道において、長崎奉行などが休憩所として使用した茶屋建築の様式が、完全な状態で現存する唯一の建造物であることが、評価されたものであります。

今後のPRと活用についてですが、まず、黒崎城跡につきましては、「黒崎一夜城ライトアップ」や「筑前黒田二十四騎武者行列」など、長崎街道黒崎宿の様々なイベ

議 会 会 議 録

文化財の保存・継承について



平成29年3月3日

平成29年2月議会	本 会 議
質疑者 山本 眞智子 議員（公明党）	答弁者 市民文化スポーツ局長

ントに活用され、多くの観光客が来場し、街のにぎわいにつながっております。

また、たてばちややいちょうや立場茶屋銀杏屋は、ひな祭りや観月会など、季節のイベントが開催され、好評を博しております。

今回の指定を受けまして、文化財の重要性を市政だよりや情報誌、市ホームページなど様々な広報媒体を活用し、広く市民の皆様にお知らせをしたいと考えています。加えて、初めて文化財指定となりました黒崎城跡につきましては、専門家を招いたシンポジウムの開催を検討しておりまして、貴重な財産である文化財を積極的に情報発信してまいりたいと考えております。

平成29年2月議会	本 会 議
質疑者 山本 眞智子 議員（公明党）	答弁者 市民文化スポーツ局長

(質疑要旨)

これまで、弥生時代後期の九州最大規模の方形周溝墓や玉作り工房跡など、貴重な遺構が発見された城野遺跡に関しては、その重要性や保存のあり方について、議会でたびたび議論を行ってきました。市は、埋蔵文化財センターに重要な遺構である石棺を移築保存し、昨年11月から展示公開しています。本物の石棺を間近で見ると、厚く塗られた水銀朱の赤色が鮮烈な印象を与え、古代のロマンを感じさせる展示となっています。私は先日、方形周溝墓があった場所の近くを通りかかり、現地を見る機会がありました。その際、改めてこの遺跡について考え、1800年前の弥生時代に思いを馳せたところです。この土地は、国の一般競争入札により民間事業者へと所有権が移り、これから開発が行われようとしています。地域に活力を与える開発がなされるとともに、本市の貴重な文化財である城野遺跡を少しでも次の世代に残していきたいという二つの思いがあります。

昨年9月議会において、城野遺跡の現地保存に向け、当局から「土地所有者に対し、開発行為の緑地部分を、城野遺跡の方形周溝墓付近に設けるよう要請している」という答弁がありました。その協議はどのように進んでいるのか、お伺いします。

また、貴重な遺構を保存し、次世代に継承するためには、単なる緑地として保存するのではなく、史跡としての整備が必要になると考えますが、その見解を伺います。

(局長答弁要旨)

次に城野遺跡につきまして、土地所有者との協議の状況、及び史跡としての整備についての考え方について、ご答弁を申し上げます。

平成28年3月以降、土地所有者とは遺跡の取扱いについて協議を行ってまいりました。その内容は、開発行為における遺跡保護の手續に加えまして、城野遺跡の概要や重要性、遺跡発掘から現状までの経過を説明し、重要な遺構である方形周溝墓付近を現地に残すための協力を要請したものであります。

その結果、土地所有者から、方形周溝墓部分を含む開発面積の3.4%、約556㎡を緑地部分にあて、これを無償譲渡するとの申し入れがございました。

この緑地を史跡広場として、市民が見学しやすい環境を整えるためには、城野遺跡や石棺に関わる説明板の設置に加え、案内看板や駐車場などの周辺整備も必要となります。

現在、土地所有者から提示を受けました土地の広さの中で、それが可能かどうかも含めて、整備の内容を検討しているところであります。今後、地元住民の意見も聞きながら、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。